

5 年 5 月 28 日

福 井 県 議 会 議 長 様

北川 博規

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書 (会 派 ・ 議 員)

福 井 県 政 務 活 動 費 の 交 付 に 関 す る 条 例 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に
よ り 、 下 記 の と お り 令 和 0 5 年 度 の 政 務 活 動 費 の 収 支 を 報 告 し ま す 。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	295,000 /	
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	295,000 /	

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 ・ 県 民 相 談 等 活 動 費		
会 議 費	15,555 /	
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	26,307 /	
事 務 所 費	24,334 /	
事 務 費	41,561 /	
人 件 費		
合 計	107,757 /	

3 残 金 187,243 円

(単位:円)

(単位:円)

令和 5 年度 4 月 分

支 払 証 明 書

会派名または議員名 北川 博規

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
9-1	令和5年4月15日	会議費	旅費	敦賀SNC定例会	交通費	111 円 / ()	距 離 : 3.6 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～敦賀市鉄輪町往復
10-1	令和5年4月15日	会議費	旅費	敦賀西婦人会総会	交通費	37 円 / ()	距 離 : 1.3 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～西公民館往復
11-1	令和5年4月15日	会議費	旅費	敦賀文化協会委員総会	交通費	74 円 / ()	距 離 : 2.6 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～プラザ萬象往復
7-1	令和5年4月17日	会議費	旅費	会派会議	交通費	4,440 円 / ()	距 離 : 120.8 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～議事堂往復
12-1	令和5年4月18日	会議費	旅費	敦賀市教職員組合総会	交通費	333 円 / ()	距 離 : 9.6 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～栗野公民館往復
8-1	令和5年4月20日	会議費	旅費	県教組代表会議	交通費	4,440 円 / ()	距 離 : 120.8 km 按分率 : 摘 要 : 自宅～教育センター往復

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 北川 博規

令和 5 年度 4 月 分
領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 北川 博規

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	13-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 17日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所賃借料 4月分		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額	20,000 円	按 分 率 :	1/2
(支 払 額)	(40,000 円)	充 当 根 拠 : 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

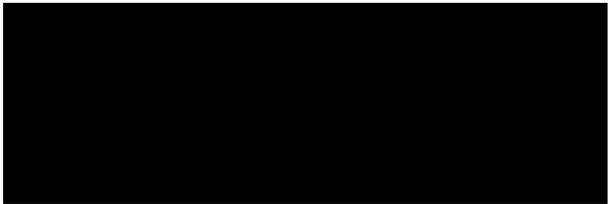
令和 5 年 4 月 17 日

福井県議会議員

北 川 博 規 様

¥ 40,000

但し事務所賃借料 (令和5年4月分) として
上記の金額を正に領収しました

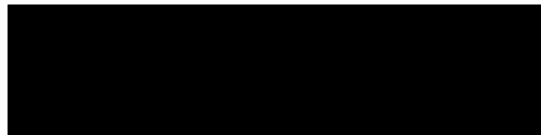




事業用貸借更新契約書

(事務所)

貸貸人



貸借人

北川博規

事業用賃貸借更新契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 北川 博 規 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	奥 野 ビ ル 2階 202 号室		
	所 在 地	(住居表示) 〒914-0802 福井県敦賀市呉竹町一丁目41番15号 (登記簿)		
	構 造	木造 <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺 <u>陸屋根</u> その他()/()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年 月	年 月
	面 積	35.932㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

借主は、福井県議会議員の事務所として使用する。

頭書(3) 契約期間

令和 3 年 5 月 1 日 から 令和 5 年 4 月 30日まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 令和 3 年 5 月 1. 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 40,000円	管理費	(賃料に含む)
敷 金	80,000円	共益費	(賃料に含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	玄関入口	
	本 数	2 本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	☒ 振 込	XXXXXXXXXX	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 栄和土地		
所 在 地	福井県敦賀市清水町一丁目23番6号 TEL 0770-25-8811		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第		号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名 橋 本 清 剛 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	□家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

仲介人は、2年毎に更新事務手数料として金11,000円を申し受けます。

頭書(9) 特約事項

- 貸主は、事務所内外において発生した車輛・物品の破損、強盗、事故、火災、自然災害、その他損害について、その原因に拘わらず一切賠償責任を負わない。また、駐車場の除雪は借主がおこなうこと。
- 借主は、故意又は過失によって貸主に損害を与えた場合には、賠償責任を負う。
- 本契約書は、令和1年5月1日付の更新契約であり、契約内容は原契約が優先する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 5 月 1 日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	北川 博規	TEL 0770-22-4121
	住所	福井県敦賀市清水町1丁目2-10	
丙・ 連帯保証人	氏名		TEL
	住所		
	極度額	円	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	敦賀市清水町1丁目23番6号 0770-25-8811	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 栄和土地	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 橋本 清剛	代表者の氏名	
宅 地 建 物 取 引 士	免許証番号	福井県 大臣 (12)第552号 知事	免許証番号	大臣 ()第 号 知事
	免許年月日	平成28年10月25日	免許年月日	年 月 日
	氏 名	橋本 清剛	氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 栄和土地	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	敦賀市清水町1丁目23番6号 0770-25-8811	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(ロ) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 三 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする

三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- 一 二又は丙が死亡したとき
- 二 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
 - ア 乙の財産及び収支の状況
 - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合は、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(8)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(8)記載の契約の締結に本契約がすでに成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、凶悪等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた火災等の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

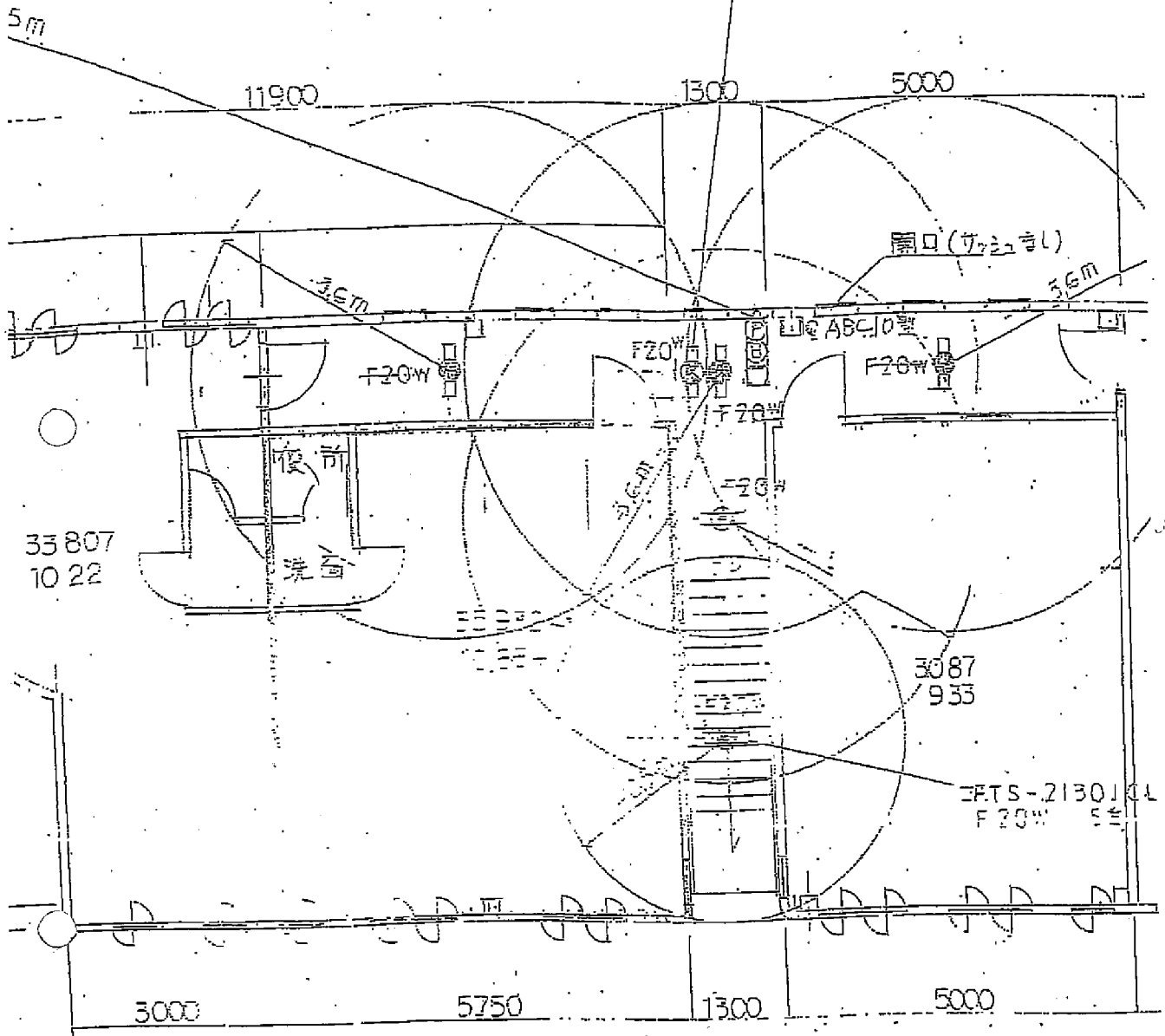
(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

FBK-2106N F20W
 基礎形 窓 窓 FA-21



令和5年度 事務所等状況報告書

議員名 北川博規

1 所在地等	住所 敦賀市呉竹町1丁目41-15 奥野ビル2階202		
	電話番号		
	延べ床面積(共用部分を除く)		35.932 m ²

2 所有区分	賃貸借契約先(株式会社 栄和土地)		
---------------	-------------------	--	--

☒ 単独事務所		☐ 自己所有物件		所有者	☒ 第三者		☐ 後援会	☐ 議員本人が代表である	☐ 議員本人が代表でない
☐ 自宅兼事務所		☒ 賃借物件		☐ 関係会社	☐ 議員本人が代表である		☐ 議員本人が代表でない		
					☐ 親族	☐ 生計は一である			
						☐ 生計は別である			

☒ 単独事務所の按分率	
方法①	☐ 政務活動の使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [事務所使用面積(共用部分を除く) m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]
方法②	☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分
方法③	☒ 使用時間でも按分できない

按分率	
/	
%	
小数点以下四捨五入	

按分率	
☒ 1/2 ☐ 1/3 ☐ 1/4	

☐ 自宅兼事務所の按分率	
方法①	☐ 議員活動の使用面積における 政務活動使用面積割合 (政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合) [議員活動の使用面積 m ² の内、政務活動の使用面積 m ²]
方法②	☐ 使用面積で按分できない ☐ 毎月の使用時間で按分
方法③	☐ 使用時間でも按分できない

按分率	
/	
%	
小数点以下四捨五入	

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	16-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 17日												
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料												
使 途 内 容	自動車リース料 4月分														
費 用 内 容	自動車リース料	摘 要													
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	24,973 円 (49,947 円)	按 分 率 : 1/2 充 当 根 拠 : 私 的 活 動 と の 按 分													
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類															
普通預金 4 <table><thead><tr><th>年 月 日</th><th>記 号</th><th>お支払金額(円)</th><th>お預り金額(円)</th><th>差引残高(円)</th><th>店番号</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6"> 04-17/200 *53,900 </td></tr></tbody></table>				年 月 日	記 号	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	店番号	04-17/200 *53,900					
年 月 日	記 号	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	店番号										
04-17/200 *53,900															



自動車リース契約書

貸渡人用

LB041R

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

令和 4 年 12 月 21 日

敦賀市津内町1丁目12-10

北川博規

連帯保証人(住所・氏名・職業)

福井市志比羅一丁目8番23号

福井トヨタレンタリース福井

代表取締役 中川伸一郎

連帯保証人(住所・氏名・職業)

(印)

(印)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに裏面約款のとおり契約を締結します。

(100026514-01)

リース方式		ファイナンス		契約 No.	
(1) 車名	ア HEV2			特別仕様・付属品	※別紙付属品明細
色(型式)	ZWR50W-APX08				
登録番号	[REDACTED]				
車台番号	[REDACTED]				
初年度登録	4 年 12 月	塗色	外装色 紺色/内装色 紺色/内装色 紺色	070	1420
使用の本拠地	福井県敦賀市津内町1丁目12-10				
保管場所	福井県敦賀市津内町1丁目12-10				
(2)リース期間		令和 4 年 12 月 21 日 ~ 令和 9 年 12 月 20 日 60ヶ月			
リース料	毎月 49,000 円 (総額 2,940,000 円)	(5)前払金			
消費税 (10.00%)	毎月 4,900 円 (総額 294,000 円)	完済方法			
(3)支払月額	毎月 53,900 円 (総額 3,234,000 円)	円 令和 年 月 日支払			
(4)支払期日	第 1 回 ~ 第 2 回	令和 5 年 1 月 20 日 支払	(7)支払方法		
	第 3 回	令和 5 年 2 月 17 日 支払			
	第 4 回 ~ 第 59 回	1 ヶ月毎 17 日 支払			
	第 60 回	令和 9 年 11 月 17 日 支払			
(8)リース料に含まれる項目	☐ 登録納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)	(9)任意保険内容	保険会社
	☐ 自動車税環境性能割	×	オイル交換		保険種類
	☐ 自動車重量税	×	バッテリー交換		フリート区分
	☐ 自動車賠償責任保険				年齢条件
	☐ 自動車税(種別割)	×	タイヤ交換		割引割増
	☒ 道路関通サービス				対人
	☒ 任意保険				対物
	☒ 車検(定期点検整備及び燃費検査)				人身傷害
	☒ 法定定期点検整備	×	車検 × 法点 × 代事故 × 一般 ×		車両
	☒ プロケア10				自己負担
☒ 一般修理			車		
(10)引渡予定日		令和 4 年 12 月 27 日		(15)規定損害金	
(11)引渡場所		使用の本拠地		基本額 3,666,492 円	
(12)契約走行距離		1,000 km/月		減価月額 39,441 円	
(13)超過走行料		円/km		(16)任意保険(初回のみ)	
(14)残価の精算		しない (予定残価)		目録費(初回のみ)	
		円		特約	
				約	
				消費税は改正消費税に基き、別途請求させていただきます	
				希望ナンバー	
				項	

契約書におけるリース契約内容につきまして、下記の通り車両本体の他に諸経費が含まれている事について説明申し上げます。

登録納車費用	¥ 30,000
環境性能割	¥ 0
重量税	¥ 0
自賠責保険	¥ 27,180
自動車税 (5 年分)	¥ 180,000
諸経費合計	¥ 237,180
月額リース料 (税込)	¥ 53,900
諸経費 ÷ 60 回	¥ 3,953
車両本体リース料 (税込)	¥ 49,947

合計 237,180 円を 60 か月で按分すると、1 か月につき 3,953 円含まれていることとなりますので、リース料月額 53,900 円(税込) から 3,953 円を差し引いた 49,947 円(税込) が車両本体分のリース料となります。

令和 4 年 12 月 21 日

福井市志比呂一丁目8番23号
株式会社トヨタレンタリース福井
代表取締役 中川伸一郎



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	7-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 17日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	会派会議		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀インター福井インター往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,060 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井 23年 4月17日/14時54分 通行料金 ¥1,530 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-176158-489831 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀 23年 4月17日/18時24分 通行料金 ¥1,530 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-176158-491332 (確) ※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	--

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-2	支 払 年 月 日	令和5年 4月 20日
使 途 項 目	会議費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	県教組代表会議		
費 用 内 容	有料道路料金	摘 要	敦賀 インター ～福井 インター 往復
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,060 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 敦賀 料金所(至) 福井 23年 4月20日 13時53分 通行料金 ¥1,530 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-206158-493432 (確) ※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中 日 本 料金所(自) 福井 料金所(至) 敦賀 23年 4月20日 15時18分 通行料金 ¥1,530 (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A29304-206158-494430 (確) ※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	19-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 28日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料 4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	しんぶん赤旗
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	930 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

北川 博規

新聞・雑誌名

日曜版

様

部数

金額

1

930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領 収 書

930円

2023年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党嶺南地区委員会

敦賀市若葉町2-406 (0770) 22-3786

領
収
日

4 /

扱
者

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	22-1	支 払 年 月 日	令和5年 4月 30日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	書籍 Kindle版 7冊分		
費 用 内 容	有料データベース利用料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	4,770 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

注文番号D01-7980960-5205859の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日 _____ 様
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-7980960-5205859
注文の合計: ¥703

デジタル注文: 2023/4/30 /	
注文商品	価格
週刊東洋経済 2022/10/22号[Kindle 版]	¥703 /
週刊東洋経済編集部	
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥703	

この注文の合計: ¥703	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥703
	総計: ¥703
請求先住所	
北川博規 /	
敦賀市津内町	
1-12-10	
福井県 914-	
0056	
0770-22-	
4121	

[注文概要に戻る。](#)



注文番号D01-6980830-4108200の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日 _____様
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-6980830-4108200
注文の合計: ¥675

デジタル注文: 2023/4/30/	
注文商品	価格
週刊東洋経済 2023/2/18号[Kindle 版]	¥675
週刊東洋経済編集部	
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥675	

この注文の合計: ¥675	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥675
	
請求先住所	総計: ¥675
北川博規 /	
敦賀市津内町	
1-12-10	
福井県 914-	
0056	
0770-22-	
4121	

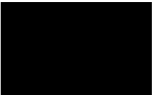
[注文概要に戻る。](#)

注文番号D01-3242818-3503439の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日 _____ 様
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-3242818-3503439
注文の合計: ¥750

デジタル注文: 2023/4/30/	
注文商品	価格
週刊東洋経済 2022/11/26号[Kindle 版]	¥750
週刊東洋経済編集部	
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥750	

この注文の合計: ¥750	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥750
	
請求先住所	総計: ¥750
北川博規	
敦賀市津内町	
1-12-10	
福井県 914-	
0056	
0770-22-	
4121	

[注文概要に戻る。](#)

注文番号D01-3504075-1039441の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-3504075-1039441
注文の合計: ¥750

デジタル注文: 2023/4/30 /	
注文商品	価格
週刊東洋経済 2023/3/11号（大解剖！ニッポンの給料）[Kindle 版]	¥750
週刊東洋経済編集部	
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥750	

この注文の合計: ¥750	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥750
請求先住所	総計: ¥750
北川博規	
敦賀市津内町	
1-12-10	
福井県 914-	
0056	
0770-22-	
4121	

注文概要に戻る。

注文番号D01-3170403-6885852の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日 _____ 様
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-3170403-6885852
注文の合計: ¥ 675

デジタル注文: 2023/4/30/		
注文商品		価格
週刊東洋経済 2023/3/4特大号 (文系管理職のための失敗しないDX) [Kindle 版]		¥ 675/
週刊東洋経済編集部		
販売: Amazon Services International LLC		
商品小計: ¥ 675		----
この注文の合計: ¥ 675		

支払い情報		
支払い方法	商品小計:	¥ 675
	総計:	¥ 675
請求先住所		
北川博規 ✓		
敦賀市津内町		
1-12-10		
福井県 914-		
0056		
0770-22-		
4121		

[注文概要に戻る。](#)

注文番号D01-1019823-5205823の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-1019823-5205823
注文の合計: ¥737

デジタル注文: 2023/4/30 /	
注文商品	価格
週刊東洋経済 2023/4/22号 (ChatGPT 仕事術革命) [Kindle 版]	¥737
週刊東洋経済編集部	
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥737	

この注文の合計: ¥737	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥737
	総計: ¥737
請求先住所	
北川博規 /	
敦賀市津内町	
1-12-10	
福井県 914-	
0056	
0770-22-	
4121	

[注文概要に戻る。](#)

注文番号D01-1996723-3615440の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年5月29日
注文日：2023年4月30日
Amazon.co.jp 注文番号: D01-1996723-3615440
注文の合計: ¥480

デジタル注文: 2023/4/30	
注文商品	価格
Excel×ChatGPTでビジネスが加速する！AI仕事術:「〇〇を教えて」だけじゃない！仕事に役立つ50の活用事例 (エクセル兄さん出版)[Kindle 版] たてばやし淳	¥480
販売: Amazon Services International LLC	
商品小計: ¥480	

この注文の合計: ¥480	

支払い情報	
支払い方法	商品小計: ¥480
請求先住所 北川博規 敦賀市津内町 1-12-10 福井県 914-0056 0770-22-4121	総計: ¥480

注文概要に戻る。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	19-2	支 払 年 月 日	令和5年 5月 1日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料 4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	県民福井
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,480 円 ()	按 分 率 : 充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証

2023年 4月分
お問合せNo. XXXXXXXXXX
(7) 14.20自振

津内町 1 丁目 12-10
福井県議会議員 北川博規 様

品 名	冊数	金額	備 考
県民福井	1	2,480	

合計金額
2,480 円
新聞は軽減税率8%対象
金額は消費税を含む

R5.5.1

●入居者募集●「みなとハイツ」
敦賀市川崎町5-11 家賃も安い
駐車場あり 2LDK ウッシュレット付き
お問い合わせは中日新聞 22-0333

株式会社 中日新聞嶺南総局
・中日新聞・日刊県民福井
・毎日新聞・各スポーツ新聞

敦賀市三島町1丁目5番28号
TEL (22) 0333
FAX (25) 8333

領収書

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	19-3	支 払 年 月 日	令和5年 5月 1日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料 4月分		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	朝日新聞
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,500 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

領 収 証		5年 4月分
県議会議員 北川 博規 様		01-007 (No. 27)
		照会No. ()
第 別 名	部 数	金 額
*朝日新聞	1	3,500
(8%対象 3,500 10%対象)		*軽減税品目
		(口座振替分)
		合計金額
		3,500円
毎度ご購入ありがとうございます。 来月も宜しくお願い致します。		毎度ご購入ありがとうございます。 上記の金額正に領収致しました。
R5.5.1		(有)福井新聞 敦賀販売店 磯見友之 敦賀市港町10-2 TEL 22-2568 FAX 22-2699



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	1-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 2日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	新聞デジタル版 購読料		
費 用 内 容	有料データベース利用料	摘 要	福井、北國、朝日、毎日2月分、および日経、中日3月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	14,627 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ご利用代金明細書

914-0056

福井県 敦賀市 津内町 1丁目12-10

北川 博規 様



000000 AAAAAAAA

364134666447431531

00524935#

東海財務局長(12)第00172号

お問い合わせ先 ※お問い合わせの際はお手元にカードをご用意ください。

2023年4月15日発行

1 / 3ページ

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。

今回のご利用明細をご案内申し上げます。

※4月11日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等につきましては本明細には反映されておらず、ご了承ください。

お支払日	2023年 5月 2日
ご請求金額合計	

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の弊社と契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引落しさせていただきます。契約年のお引落しをご希望の場合はお手続きが必要です。下記ご指定口座よりお支払日にお引落しいたします。お引落日前日迄にご用意下さい。

ご利用のカード名称/カード会員番号 (V, M, JCB)

金融機関
支店
口座番号
口座名義

北川 博規 様

個人情報保護の観点から、口座番号及びカード会員番号の一部を非表示としております。

※合計可能枠は、お持ちのすべての当社発行カードのうち最も高い可能枠を表示しております。※カード割賦枠は、リボルビング払い・回数指定分割払い・2回払い・ボーナス1回払い・ボーナス2回払いを合計した金額になります。※2回払い、ボーナス1回払いについては、手数料がかかります。

規約・規定集に「支払金合計」と記載がある場合は、「支払総額」に変更します。

—住所変更手続きのお願い—

お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせが届かない場合もありますのでご注意ください。

このカードのポイント明細

下記の表は、右上記載の発行月を当月とした表記となっております。

前月ポイント残高	当月獲得ポイント	還元ポイント	当月失効済ポイント	他調整ポイント	ポイント残高	
ポイントの内訳や獲得・利用状況、その他ポイントの詳細については ホームページでご確認いただけます。お電話でもお問い合わせを承ります。						
受付中キャッシュバック金額						
失効予定 ポイント	5月5日	6月5日	7月5日	8月5日	9月5日	10月5日

ご利用明細 ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与。Pは2,000円毎に5p付与となります。

2 / 3 ページ

ご利用 年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用 金額 (円)	お支払 方法	今回 割戻	今回ご利用 金額 (円)	現 地 通貨額	通貨 略称	換算レート (円)
23/ 2/ 1	福井新聞社	☆	600	1回払	1	600			
23/ 2/ 1	北國新聞デジタル・富山新聞デジタル	☆	4900	1回払	1	4900			
23/ 2/ 1	朝日新聞デジタル〔朝日 I D決済〕	☆	1000	1回払	1	1000			
23/ 2/ 15	毎日 I D決済	☆	3520	1回払	1	3520			
23/ 3/ 1	日経 I D決済	☆	4277	1回払	1	4277			
23/ 3/ 6	中日新聞プラス	☆	330	1回払	1	330			

スマホ、パソコン、タブレットで / いつでもどこでも / 読める

電子版 申し込み受付中

プラン申し込みの
初月の利用料は
無料

電子版の
月額料金
(税込)

北國新聞、富山新聞を定期購読している方

■前者プラン

北國新聞、富山新聞の両方、北國新聞、富山新聞の両方

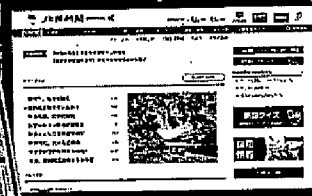
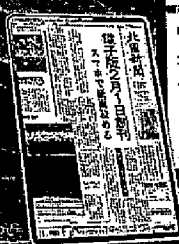
購読料にプラス **500円**

※100円未満は100円に切り上げ、
消費税も別途にがかかります。

定期購読していない方

■単独プラン

富山新聞購読 **3,880円**



新聞の楽しみ方が広がる

検索、収集、音声機能も

1 デジタル紙面

朝、夕に「お届け」

文字を拡大し見やすく

その日の新聞、夕刊紙面を朝、夕に配信します。紙面を拡大すれば、文字が大きくなり、より読みやすくなります。紙面全体や切り抜きイメージの印刷にも対応。新聞の楽しみ方が広がります。



※PDF形式で配信される新聞の紙面です。



2 記事検索

見逃した記事も 残さずチェック

見逃した記事や調べたいことがあったら、キーワードを入力して検索。その言葉を含む記事が一覧表示されます。最新のニュースから地域の話題まで。あなたの「知りたい」に答えます。

※検索対象となる記事は過去10年分です。発行年度の選択で絞り込むことも可能です。記事の絞り込みも可能です。

🔍 記事検索

🔄 切り抜き紙面

クリックするキーワードを打ち込むと、
見逃した記事が表示されます。

紙面スタイルの切り替えも。

🔊 音声で読む

紙面記事を読み上げます。

📄 記事を保存

お気に入りのニュースを保存。



登録月無料

D刊プラン

3,100円 (税込)/月

- ・ 福井新聞デジタル紙面(紙面ビューア)
- ・ D刊有料記事閲覧
- ・ 記事検索機能(長期保存記事より検索)
- ・ マイボックス機能
- ・ 専用アプリ
- ・ fast有料記事閲覧
- ・ fast速報メール
- ・ おくやみ情報
- ・ D刊ニュースレター(メール)

D刊、fastのすべてのコンテンツ、機能をお楽しみいただけます。

無料登録して試す

初回登録のみ登録月無料、期間終了後、自動料金。

登録月無料

福井新聞ご購入の方(D刊プラン)

330円(税込)/月

- ・ 福井新聞デジタル紙面(紙面ビューア)
- ・ D刊有料記事閲覧
- ・ 記事検索機能(長期保存記事より検索)
- ・ マイボックス機能
- ・ 専用アプリ
- ・ fast有料記事閲覧
- ・ fast速報メール
- ・ おくやみ情報
- ・ D刊ニュースレター(メール)

JURACAをお持ちの方は400円(税込)/月

D刊、fastのすべてのコンテンツ、機能をお楽しみいただけます。

無料登録して試す

初回登録のみ登録月無料、期間終了後、自動料金。

fastプラン

330円 (税込)/月

- ・ fast有料記事閲覧
- ・ fast速報メール
- ・ おくやみ情報
- ・ D刊ニュースレター(メール)

県内の事件・事故速報や高校野球速報、人事異動速報もご覧頂くことができます。

お申し込み

D刊学生プラン

400円(税込)/月

お申し込み

※お申し込みの前に必ずお読みください

D刊県内法人プラン 2ID 2,000円(税込)/月

D刊県外法人プラン 1ID 3,450円(税込)/月

申込み

※2IDは2,000円

+ JURACA(ジュラカ) 割引について

+ プラン変更時の料金について

よくあるご質問はこちら

D刊でできること

お問い合わせ

わからない...困った...
福井新聞D刊に関するお問い合わせ

福井新聞パスポートセンター

0120-084-291
10:00～18:00 (平日)

料金案内・お申し込み お申し込みの窓口 よくあるご質問 お問い合わせ 特約入力について 広告について 採用情報 利用規約 著作権取扱いに関する取扱い プライバシーポリシー

Copyright © 2022 Fuku Shinbun. All Rights Reserved

チャット受付中です！
お困りにはお問合せください





総合ガイドトップ

コンテンツ・機能

選べるコース

Q&A

お客様サポート
(個人設定)

コース紹介・申し込み

デジタルのみ

宅配紙面購読中の方

	手軽 ベーシック コース	おすすめ スタンダード コース	紙面そのまま プレミアム コース	ダブル コース 宅配+ 1,000円
月額（税込み）	980円	1,980円	3,800円	
	申し込む 初回・1カ月間無料	申し込む 初回・1カ月間無料	申し込む 初回・1カ月間無料	申し込む 初回・1カ月間無料
毎月読める 有料記事	50本	無制限	無制限	無制限
連載フォロー※アプリのみ	☐	☐	☐	☐
便利機能（スクラップ/MYキーワード）		☐	☐	☐
紙面ビューアー			☐	☐

その他の機能詳細はこちら

その他のコース

プレミアムコースとほぼ同じサービス内容をお得に利用できるコースです。（提携プレミアムサービスは利用できません）

お得な長期購読

長期の購読契約でポイントやマイルがお得にたまるコースのご案内です。

ANA au PAY d POINT 楽天カード JCB OCN Ponta R POINT

ポイント・マイルコース

親子でお得！中学受験対策にも必須

プレミアムコースと朝日小学生新聞のデジタル版「朝小プラス」が、セット価格でお得にご購読いただけます。

朝小デジタルセットコース

法人または団体のお客様に

当社（朝日新聞社）と契約を結んだ法人や団体の方がご利用いただけるコースのご案内です。

チャットで
質問ができます

(税込 99円)
※初めてお申し込みの場合

月額 **980円**
(税込 1,078円)

※プランは1カ月ごとに自動更新です。
※2カ月目以降は通常料金（月額980円税別・1,078円税込）

今すぐ申し込み

月あたり **700円**
(税込 770円)

※12カ月分一括のお支払いとなります。
※プランは12カ月ごとに9,240円（税込）で自動更新です。

今すぐ申し込み

月あたり **750円**
(税込 825円)

※6カ月分一括のお支払いとなります。
※プランは6カ月ごとに4,950円（税込）で自動更新です。

今すぐ申し込み

有料記事
読み放題

新聞紙面
読み放題

24/7
サテ毎日

優待
サービス

過去の紙面
記事検索

オンラインイベント
見放題

祈り 教訓 次代へ

東日本大震災10年



パソコン
スマートフォン
タブレット
対応

12カ月コース

長期割引価格 **28,800円**
(税込 31,680円)

月あたり **2,400円**
(税込 2,640円)

※12カ月分一括のお支払いとなります。
※プランは12カ月ごとに31,680円（税込）で自動更新です。

今すぐ申し込み

6カ月コース

長期割引価格 **14,940円**
(税込 16,434円)

月あたり **2,490円**
(税込 2,739円)

※6カ月分一括のお支払いとなります。
※プランは6カ月ごとに16,434円（税込）で自動更新です。

今すぐ申し込み

1カ月自動更新

最初の1カ月 **90円**
(税込 99円)

※初めてお申し込みの場合

月額 **3,200円**
(税込 3,520円)

※プランは1カ月ごとに自動更新です。
※2カ月目以降は通常料金（月額3,200円税別・3,520円税込）

今すぐ申し込み

デジタル版プラン詳細へ

毎日IDを登録（無料）

メールアドレスをご登録いただくと、朝、昼、夕にニュースメールが届きます。

日本経済新聞

個人向けご購読プラン

法人契約



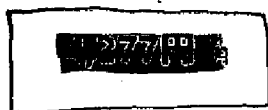
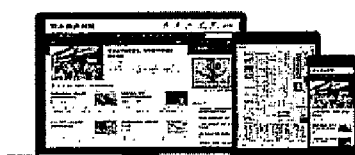
日経電子版が 2カ月無料

※適用条件あり



締切迫る！

日経電子版



お申し込み

- 朝刊・夕刊+有料記事読み放題
- 縦書き横書き2つのアプリ
- 気になるテーマを自動収集

日本経済新聞



4,900円/月

詳細はこちら

- ご自宅などに毎日配達
- 大きな紙面で一覧
- 厳選記事を重要度順に

日本経済新聞 + 日経電子版

新聞購読料 + 1,000円/月でご利用いただけます。

日経新聞を
未購読の方

5,900円/月

日経新聞を
自宅で購読中の方

1,000円/月

詳細はこちら



- 新聞と電子版で読み方自在

※ 自宅で購読中の方のお申し込みの流れについて

宅配・電子版と一緒に申し込むとお得 2カ月無料の春割キャンペーン実施中

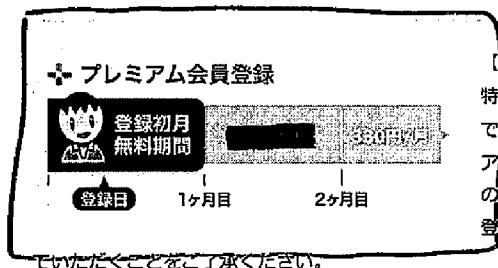
NIKKEI Prime

朝夕刊や電子版ではお伝えしきれない付加価値の高い情報をご提供。

4) 家族は追加料金なし 1世帯3人まで利用できます

新聞購読者の世帯で、どなたかお一人がプレミアム会員登録を行うと、同居する家族(会員)の方も追加料金なしで、自動的にプレミアム会員となります。

プレミアム会員費は初月無料



【初めてプレミアム会員に登録された方についての特別】プレミアム会員に登録した月の会員費は無料で、翌月から課金が始まります。ただし、プレミアム会員登録解除は初めてのご登録の場合、登録月の翌月1日以降しかできません。プレミアム会員に登録された場合は少なくとも1カ月分をご請求させていただきます。

プレミアムサービスの無料期間に対する制限

- 一般会員向けの「プレミアム登録初月無料期間」は、同居する複数の家族(会員)全員が、同時点で、1回限り利用できます。これとは別の期間に、新たな家族(会員)、契約者の会員が追加登録されたとしても、別途、「プレミアム登録初月無料期間」を利用することができません。
- プレミアム会員の会員費の支払者を同居する会員間で変更された場合、その時点で、新たな「プレミアム登録初月無料期間」を利用することはできません。

プレミアム会員費の支払い方法

プレミアム会員費の支払いは、新聞契約者(販売店の購読者名簿に名前のある方)が支払う場合、新聞購読料と一緒にまとめて請求させていただく「販売店集金」か、新聞購読料とは別にクレジットカードで支払う「クレジットカード決済」のいずれかから選んでいただけます。新聞契約者以外の家族がプレミアム会員費を支払う場合は、「クレジットカード決済」だけが選べます。

※プレミアム会員費の料金は月額固定課金とし、月途中の入会、月途中の登録解除における日割り計算は行いません。

※同居家族内で最初にプレミアム会員への登録を行った会員が、プレミアム会員費を支払います。

※「一般会員→プレミアム会員」への登録変更(プレミアム会員への登録)は新聞契約者、家族会員問わず誰でも行えます。

※「プレミアム会員→一般会員」への登録変更(プレミアム会員の登録解除)はプレミアム会員費を支払う会員しか行えません。

さっそく無料登録してみよう

登録手順を確認する

ログインしてプレミアム会員に登録

▶ プラス会員について

▶ 会員登録のメリット

▶ 会員の種類と利用範囲

▶ 一般会員登録の手順

プレゼント 電子版 チケット 過去記事

会員設定メニュー

→ 会員情報の確認と変更 → パスワード変更

→ 登録メールアドレス変更 → メールサービス変更

★ アクセスランキング もっと見る →

3日間 1週間 1カ月

1 女性襲い「殺したいから」、現場は市議住宅付近か 迷彩服男、刃物と銃を所持
社会 朝夕刊

2 河村名古屋市長がコロナ感染、31日まで療養
社会

3 「おもいやりレジ」でゆっくり会計を 四日市のマックスバリュに設置
三重

4 霧馬山大関昇進へ 名古屋場所 宿舎の寺住職「元気もらった」
スポーツ 朝夕刊

5 長野・中野市の立てこもり事件、現場で何が?【時系列と写真・映像で】
社会

中日入部 東京中日

中日新聞しずおか 北陸中日新聞 日刊県民福井

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	18-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 2日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所玄関マット フロアモップレンタル料 4月分		
費 用 内 容	その他	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	808 円 (1,617 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

普通預金(兼お借入明細)		-(マイナス)記号は お借入残高を表わします		4	
年月日	記 号	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	差引残高 (円)	取扱店
23-05-02	200	*1,617	HL Cタスキツルカ		
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

■■■■■

福井県議会議員 北川博規 事務所 様

発行 05 年 04 月 14 日

P. 1

締切日	支払日	支払方法
15日	02-1	振替

伝票枚数	1
------	---

請求額	前月請求額	今月入金額	差引残高	今月売上額	内消費税	今月請求額
1,617	1,617	1,617	0	1,617	147	1,617



DUSK!N
 輝びの夕暮を築こう

〒 914-0802 敦賀市呉竹町1-41-15-202

福井県議会議員 北川博規 事務所 様／

株式会社 ダスキン敦賀  TEL 0770-22-0629 FAX 0770-22-7720
代表取締役 川端 勇二
〒914-0811 敦賀市中央町二丁目5番7B
TEL 0770-22-3960 FAX 0770-22-7720
☎0120-490-104

取扱先口番名 株式会社ダスキン敦賀

取扱先名	電話番号
福井銀行	敦賀支店 ☎ 0061143
敦賀信用金庫	中央町支店 ☎ 0030562
北陸銀行	敦賀支店 ☎ 0167070
福引銀行	敦賀支店 ☎ 5284818

納品月日	商 品 名	納品数量	回収数量	単 価	売上金額	入 金 額	内消費税
03.27	BSR ベーシックマット S	1	1	693	693		147
04.10	FM-DG フロアーモップG	1	1	924	924		
*****	振替 福井県議会議員 北川博規 事務所			*****	1617	1617	147
10%対象 1,617				合計金額	1617	1617	147

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 3日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所電気料金 4月分		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	4,334 円 (8,669 円)	按 分 率 : 1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

電気料金振込依頼書兼領収書

受 取 人	北陸電力株式会社		
年 月 分	2023 4	金 額	8 6 6 9
振 込 人 (ご契約名)	北川 博規	消費税等相当額(再掲) 円	788
お支払期日	5月22日	精 算 額 (再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 敦賀市 奥竹町1丁目41-15奥野ビル202号

お客さま番号 計算区 18

契 約 金	額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	2762	251
511	5907	537
合 計	8669	788

北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

0120-776453

上記金額を領収いたしました。

領 収 日 附 印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2485

○収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

○本票により集金人が集金することはありません。

○裏面もご覧ください。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	15-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 3日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	事務所電話料金 4月分		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,527 円 (7,055 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払うの場合は、左欄の金をお出しください。右以外でお支払いの場合は、取り扱いが異なります。

ご請求先氏名
北川博規事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分
金額(円)
¥7,055-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
授収⑥
115217
23.5.03
ローソン教習
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

914-0802
敦賀市呉竹町1丁目41-15

奥野ビル 202号
北川博規事務所 様



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)

お問合せ先 東京都区港南1-2-70
【速付先】 0800-3335550 (無料)

〒461 名古屋東区東横1-14-11
-0005 DPスクエア東横1OF
社用コード M2002121001 01510 01504 00 G
61 000000 10 23040301G

Webでのお問い合わせ先



01510

023042101043547071

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
023042101043547071	2023年 4月ご請求分	7,055円	2023年 5月 1日 (月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額 5,845円
NTTファイナンス分ご請求額 1,210円
(合計) 7,055円

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともとと割、Web光もともとと割、Dionと割、Dionと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

以下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial inst. or office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT西日本ご利用分 5,845	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光はじめ割 3月 1日~ 3月31日 2023年05月~2023年07月以 外の解約は解約金がかかります 3月 1日~ 3月31日 電話番号 は0770-47-5561	合 算 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	合 算
	400	ナジバ デバイスプレイ使用料	合 算
	200	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	合 算
	531	消費税等相当額 (合計)	
◇NTT西日本分 (小計)	5,845	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,210	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 * 契約番号	非対象等
◇合計	7,055	合計 ＜NTTファイナンスからのお知らせ＞ ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_sup
port/qa/

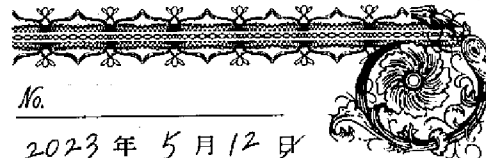
ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単位) が公表されています。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	17-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 12日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所コピー機 パソコンレンタル料金 4月分		
費 用 内 容	複写機リース料	摘 要	
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	8,717 円 (17,435 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			



領 収 証



北川 ひろき 様

No.

2023年 5月 12日

¥ 17,435

但しコピー機、モバイルPC レンタル料金として
上記の金額正に領収いたしました

現 金	
小切手	
手 形	
相 殺	
	口座振替



SHARP 認定店

株式会社 マイクシャム

代表取締役 田 中 則

〒914-0036 福井県敦賀市堂50号1番地の1

TEL (0770) 25-4166

FAX (0770) 25-7640



2023 年 4 月 30 日

請 求 書

北川 ひろき 様

毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

下記の通りご請求致しますので、
何卒よろしく、お願い申し上げます。



②請求金額(税込)

¥17,435/

型 番 ・ 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
MX-2661	1	ヶ月	12,500	12,500
シャープ複合機 レンタル料金 (4月分:48/48回目)				
TOSHIBA dyanabook R63/J	1	ヶ月	3,350	3,350
13.3型 モバイルPC レンタル料金 (4月分:48/48回目)				
※ 翌月12日にご契約銀行口座より引落しさせていただきます。 (休日の場合は翌営業日)			小 計	15,850
			消 費 税 (10 %)	1,585
			合 計	17,435



レンタルサービス契約書

北川 ひろき (以下「甲」という。) と 株式会社 メイクジャム (以下「乙」という。) とは、次の条項によりレンタルサービス契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

- 乙は、その所有する次に掲げる物件 (以下「契約物件」という。) を甲に貸し付け、甲はこれを借り受けるものとする。

「契約物件」 シャープフルカラー複合機 MX-2661 1台

オプション MX-DE27N

モバイルPC TOSHIBA dynabook R63/J 1台

第2条 (設置場所)

- 物件の設置場所は (福井県敦賀市呉竹町1丁目41-15-202) とする。
- 甲は、物件の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

第3条 (契約期間)

- 契約期間は、2019年5月1日から2023年4月30日まで4年間 (48回払い) とする。

※ 契約期間延長の場合は年間契約とする。

※ 契約期間延長の場合、年間レンタル料×1/10相当額をお支払いいただきます。(年間)

第4条 (料金の支払日および支払い方法)

カウンター枚数方法

自動検針

カウンター料金請求日

隔月末日

カウンター料金支払日

翌月12日

カウンター料金の支払い方法

口座振替

第5条 (契約金額)

- 賃貸借 (レンタル) 料金 月額 15,850 円 (税別)

- 保守料金は、次のとおりとする。

カウンター料金には消費税は含まれておりません。

月間カウンター料金	契約 価 格		備 考
月 間 最 低 料 金	1,000 円		ミスコピー控除率 モノクロ 1% フルカラー 3%
	1カウント当りの単価		
月間使用カウント	モノクロ	フルカラー	
1 カ ン ト ～	2.8 円	15.0 円	

※合計金額が月間最低料金を下回る場合は、月間最低料金を請求させていただきます。

ただし、複写するのに必要な消耗部品(感光体ドラム、トナー等。ただし、用紙、ステープル針は除く。)、設置調整料、契約期間満了時の機器回収料金および処理料金はすべてこれに含むものとする。

第6条(保守サービスの範囲)

1. 乙は、
指導を行います。
2. 乙は甲が機器を良好に使用できるように、甲の要請に基づき乙が必要と認めた場合甲にサービス技術者を派遣して、感光体ドラム・デベロッパーの交換及び機器の点検・清掃を行います。
3. 乙は機器が故障した場合、甲の取扱責任者からの連絡によりサービス技術者を甲に派遣し、すみやかに修理します。
4. 前2項の点検時または修理時に機器の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
5. 本契約期間中第2項及び第3項のサービス料金はすべてカウンター料金に含まれています。
6. 乙が行うサービスは乙の就業時間内に限られます。

第6条(対象商品の適正使用)

1. 甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されているコピーをしてはならないものとします。

第7条(別途料金)

1. 乙は第5条第5項に拘わらず、下記原因による故障については別途料金を請求するのとし、又、機器の破損・滅失等が甚だしい場合は保守サービスの提供を中止できるものとします。
 - 1) 取扱上の不注意もしくは誤用又は不十分な電源や特殊環境下での使用等、甲の責に帰すべき自由による故障。
 - 2) 火災又は天変地異その他これに類する災害による故障。
 - 3) 乙以外による改造、分解、修理等による故障。
 - 4) 甲が無断で機器の設置場所を移動させたことによる故障。
 - 5) その他機器に起因しない原因による故障。
2. 機器が離島及びこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、乙は乙の規定に基づく出張費を甲に請求することができるものとします。
3. 甲の依頼に基づき乙が機器を移設又は撤去した場合、乙はこれに要した費用を別途甲に請求することができるものとします。
4. 第5条第6項に拘わらず、甲のやむを得ない事情により乙の就業時間外にサービスを実施した場合は、乙は乙所定の別途料金を甲に請求することができるものとします。

第8条(サービス実施)

1. 乙は上記サービス実施店に、本契約に基づく保守サービス業務を代行させることができるものとします。

第9条（支払い）

1. 甲はカウンター料金を乙からの請求に基づき、前述の支払日に前述の支払い方法で乙に支払うものとし、支払うものとします。

第10条（解約）

1. 甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の通知勧告を行うことなく、本契約を解除することができ、甲は期限の利益を失い乙に対する全債務を直ちに弁済しなければならないものとします。
 - 1) 本契約の条項の一に違背したとき。
 - 2) 債務の弁済を遅滞したとき。
 - 3) 事実上支払い不能状態に陥ったとき。

第11条（切換）

1. 甲が本契約から乙の提供する他のサービスシステム契約への切換えを希望する場合は、下記の手続きをとるものとします。但し、他のサービスシステムへの切換えは本契約締結後2年間はできないものとします。
 - 1) 甲は切換希望の3ヶ月前に乙にその旨文書にて通知するものとします。
 - 2) 甲と乙は切換え時に乙の提供する他のサービスシステムに関する契約を締結するものとします。
 - 3) 甲は切換え時に乙が別途定める契約切換手数料を乙に支払うものとします。
 - 4) 乙は切換え時に、甲が使用中の感光体ドラム及びデベロッパーを直ちに回収します。

第12条（免責）

1. 天変地異、暴動、ストライキ、輸送機関の事故、その他不可抗力により本契約の一部もしくは全部につき履行遅滞又は履行不能が生じた場合、乙はその責は負わないものとします。

第13条（権利譲渡の禁止）

1. 甲は本契約により生じた一切の権利を乙の文章による事前の承諾無くして第三者に譲渡してはならないものとします。

第14条（期間）

1. 本契約の有効期間は機器本体の設置日より5年間とします。
2. 前項の有効期間満了後、甲が継続して機器の使用を希望する場合、甲及び乙は機器の耐用可能性を確認したうえで別途延長の契約を交わすものとします。

第15条（信義誠実の原則）

1. 本契約に規定なき事項及び、本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実を旨とし、両者協議の上解決するものとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとします。

2019年5月1日

(甲)

福井県敦賀市津田町1丁目12-10
北川 博規

(乙)

福井県敦賀市堂50号1番地の
株式会社 メイクジャム
代表取締役 田中 則之

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	26-1	支 払 年 月 日	令和5年 5月 24日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	事務所電話料金		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	5月請求(4月利用分)
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,536 円 (7,072 円)	按 分 率 :	1/2 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 北川博規事務所 お客様番号 2023年 5月ご請求分 金額(円) ¥7,072 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 印 054183 23.5.24 ローソン教育 新和町店 取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			

請求書 (西日本ご利用分)

914-0802

敦賀市呉竹町1丁目41-15

郵便区内特別



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 5月18日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス (株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【選付先】

〒461 名古屋市東区東桜1-14-11

-0005 DPスクエア東桜10F

社用コード M20021211001 01068 01060 00 G

81 000000 1 0

23050301G

奥野ビル 202号 /
北川博規事務所 様

023052101041966001



01066

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ペー

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2023年 5月ご請求分	7,072円	2023年 5月31日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

5,847円

NTTファイナンス分ご請求額

1,225円

(合計)

7,072円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[http://flets-w.com/wari/]でご確認ください。

*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号)

内 訳 項 目 金 額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内 訳 金 額 (円) AMOUNT (YEN)	請 求 内 訳 等 詳 細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税 区 TA)
◇NTT西日本ご利用分 5,847	5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 準利用料 4月 1日～ 4月30日 合 算 光はじめ割 2023年05月～2023年07月以 合 算 外の解約は解約金がかかります	
	500	ひかり電話 (基本料) 4月 1日～ 4月30日 電話番号 合 算 は0770-47-5561	
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	200	複数チャネル使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	100	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日 合 算	
	6	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分 合 算	
	531	のご請求となります。 消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 5,847	5,847	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 1,225	1,210	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: 非対算 NTTコミュニケーションズご利用分。	
	15	延滞利息 3月請求分の延滞利息です。 非対算	
◇合計 7,072	7,072	合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/	***ユニバーサルサービス料について*** ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています
---	--

M20021211001 01066 01060